

議案第22号 説明資料

幕別町附属機関設置条例の一部を改正する条例（「幕別町男女共同参画審議会」の設置）の概要

1 設置趣旨

国は、平成11年に「男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）」を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀における最重要課題の一つとしており、12年には基本法第13条に基づき「男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けて、総合的・計画的に施策を整備、推進することとし、5年ごとの見直しを経て、令和2年12月には「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、基本法第2条に規定する「男女共同参画社会の実現」に向けて、様々な施策が実施されている。

また、国際社会では、「ジェンダー平等社会の実現」に向けて、2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標SDGs」において2030年までに達成すべき17の目標の一つとして掲げ、全ての人々が性を理由に差別されず、あらゆる種類の差別や暴力、搾取を世界の全ての場所でなくすことを目指し、それぞれの国が主体的に取り組むべき世界的な共通課題として位置付けている。

こうした状況を踏まえ、本町においても男女共同参画社会の実現に向けて、町、町民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、基本理念をはじめ、町の施策の基本となる事項を定める男女共同参画計画を策定し、当該計画の推進及び評価を行うため「幕別町男女共同参画審議会」を設置する。

2 具体的な所掌事務（案）

- (1) 男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画計画の総合的かつ効果的な推進に関すること。
- (3) 男女共同参画計画の施策の実施に係る評価に関すること。
- (4) その他男女共同参画社会実現のために必要な事項に関すること。

3 委員の構成（案）

- (1) 識見を有する者 2人（学識経験者、人権擁護委員）
- (2) 関係機関・団体の代表者 5人（町内の農業協同組合女性部及び青年部、幕別町商工会女性部及び青年部、当事者団体の代表者）
- (3) 公募による者 3人

幕別町附属機関設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例							改 正 条 例						
○幕別町附属機関設置条例 (令和2年3月19日 条例第11号)							○幕別町附属機関設置条例 (令和2年3月19日 条例第11号)						
第1条～第6条 略							第1条～第6条 略						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
執行機関	附属機関	所掌事務	組織	委員の構成	定数	任期	執行機関	附属機関	所掌事務	組織	委員の構成	定数	任期
町長	略						町長	略					
	幕別町農業委員会委員候補者評価委員会	幕別町農業委員会の委員の候補者の審査及び評価に関すること。	委員長 副委員長 委員	識見を有する者 町職員	7人 以内	農業委員会委員の任命まで		幕別町農業委員会委員候補者評価委員会	幕別町農業委員会の委員の候補者の審査及び評価に関すること。	委員長 副委員長 委員	識見を有する者 町職員	7人 以内	農業委員会委員の任命まで
								幕別町男女共同参画審議会	男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づく幕別町男女共同参画計画の策定、推進及び評価に関すること。	会長 副会長 委員	識見を有する者 関係機関・団体の代表者等 公募による者	10人 以内	2年
略							略						